

## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容



## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

### 4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。また、「横浜市環境配慮指針」に掲げられた事項のほかに、事業特性及び地域特性を踏まえて配慮事項を追加しました。

選定した配慮事項について、本事業で検討した配慮の内容を表4.1(1)～(9)に記載しました。

表4.1(1) 本事業で検討した配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下に示す上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。</li> <li>(主な上位・関連計画と本事業の位置づけ)</li> <li>①横浜市中期4か年計画(平成26年12月)</li> <li style="padding-left: 20px;">【基本政策35 水と緑にあふれる都市環境】</li> <li style="padding-left: 40px;">緑の10大拠点などにおいてまとまりのある樹林地の保全を市民と進めるとともに、地域での緑化の取組や多くの市民や観光客が訪れる都心臨海部の緑花の創出により、市民が実感できる緑を増やし、街の魅力や賑わいづくりにつなげていきます。</li> <li style="padding-left: 40px;">市民の憩いの場となる公園や水辺拠点の整備、河川や海域の水質向上など、良好な水・緑環境の創出を引き続き進めます。</li> <li>②横浜市都市計画マスタープラン金沢区版(金沢区まちづくり方針)(平成12年12月)</li> <li style="padding-left: 20px;">【土地利用方針(米軍接收地)】より</li> <li style="padding-left: 40px;">池子と小柴の施設については、周辺の良好な緑地帯とともに、大規模な樹林地を未来に残し、広域避難場所を兼ねた公園や多目的運動施設など緑を活かしたオープンスペースとしての整備を図ります。</li> <li>③横浜市水と緑の基本計画(平成18年12月(平成28年6月改定))</li> <li style="padding-left: 40px;">小柴・富岡地区は、旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用します。</li> </ul>

表 4.1(2) 本事業で検討した配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
<p>基本的な配慮事項</p>	<p>(前ページ参照)</p>	<p>○</p>	<p>④「横浜つながりの森」構想（平成 24 年 7 月）          つながりの森は、恵まれた自然環境の中、多様で貴重な動植物が生息・生育している「横浜の生物多様性の宝庫」です。「つながりの森」構想の目指すべき将来像を実現するため「生き物の多様性を大切にする」と「自然を楽しむ」を2つの柱として、取組を進めます。          小柴貯油施設跡地は、隣接する柴シーサイドファームとともに東の主要なエコロジカルネットワークの拠点に位置づけられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地形や樹林地などを活かしながら、施設整備やタンク処理（埋戻し又は撤去等）、バリアフリー動線の確保など、公園利用に必要な最小限の造成にとどめます。</li> <li>・称名寺・円海山などへと連なる「横浜つながりの森」や金沢の旧水際線に連なる公園緑地など、周辺の緑と連携し、樹林地の保全や緑化に努めます。</li> <li>・敷地内の生物生育環境の保全・再生・創出や、称名寺・円海山などへと連なる「横浜つながりの森」や金沢の旧水際線に連なる公園緑地との連続性に配慮した環境整備を行うことにより、生物多様性や景観に配慮します。</li> <li>・隣接する小柴埼緑道との一体的な構成を図ることにより、東側低地エリアに対する周辺市街地からのアクセス（車動線及び歩行者動線）を向上させ、より利用しやすい公園とします。</li> <li>・「横浜市地球温暖化対策実行計画」に則り、緑化や太陽光発電設備の導入など、温室効果ガス削減に配慮します。また、金沢区を舞台とした「横浜グリーンバレー構想」の取組のひとつである「環境啓発拠点」（環境教育の場）とします。</li> </ul>

表 4.1(3) 本事業で検討した配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書の作成を通じて地域概況、地域資源の把握に努めました。</li> <li>・本計画の立案に当たっては、平成 19 年度に実施した計画地内の動植物調査の結果を活用しました。</li> <li>・計画地は、開港をはじめ小柴の歴史にゆかりがある場所であるとともに、旧金沢の海岸線の景観と横浜最大級の森である円海山などへの「つながりの森」の景観の交差点にあることから、それらに配慮します。</li> </ul>
	(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。</li> <li>・土壌汚染対策についても、法令に基づき適切に対応します。</li> <li>・今後、環境影響評価及び都市計画の手続の中で、整備計画や事業に関する説明を行います。また、事業の進捗に併せて本市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう検討します。</li> <li>・配慮事項に対する配慮の内容については、各々の検討状況を方法書に記載しました。</li> <li>・工区設定の際には、供用部分の利用者の安全を確保できるよう配慮します。また、施工中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全に配慮します。</li> <li>・施工中は、周辺のイベント時の渋滞などの交通状況を把握した上で、工事用車両の運行について検討します。</li> </ul>
	(4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守します。</li> <li>・計画地は一部を除いて第 3 種風致地区に指定されており、土地の形質の変更に当たっては条例で規定された緑化面積を確保します。また既存施設を活用した管理棟やタンク等工作物の改築に当たっては、計画地周辺の風致との調和に配慮して、壁面や周囲の緑化等の措置を行います。</li> </ul>

表 4.1(4) 本事業で検討した配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
<p>都市計画対象事業に係る配慮事項</p>	<p>(5) 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p>	<p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟やタンク等工作物の壁面や周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。</li> <li>・緑化に際しては、「環境エコアップマスタープラン」を参考に、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用などを検討します。</li> <li>・計画地の生物の生息生育環境の保全・再生・創出や、称名寺・円海山へ連なる緑や金沢の旧水際線に連なる公園緑地など周辺環境とつながった環境整備により生物多様性の保全と創造に努めます。</li> <li>・現地調査で確認されている注目すべき種の保全に努めます。特にせせらぎの整備においては、ホタル等の注目すべき種の生息に配慮します。</li> <li>・自然環境学習の拠点整備を行い、生物多様性等に関する環境教育の場とします。</li> <li>・外来生物法に基づく、特定外来生物が確認された場合には、防除を行います。</li> <li>・自然環境調査の結果を反映した緑化計画とし、新たに植栽する樹種についても郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定します。</li> <li>・計画地内の造成法面については、積極的な緑化を図ります。</li> <li>・今後、実施する現地調査において、注目すべき種(鳥類)の繁殖が確認された場合は、それらの種の保全に努めます。</li> <li>・計画地内のススキ、チガヤ群落などの草地環境の保全に努めます。また、保全できない草地環境については、新たな草地環境の創出を検討します。</li> <li>・計画地内の崖地は、旧来の地形構造を残し崖地特有の植物群落が生育する貴重な場所であるため、ボーリング調査の結果をもとに、供用時の利用者への安全性に配慮した土地利用計画や安全施設を検討し、旧海岸線の崖地の保全に努めます。</li> <li>・環境情報提供書により情報提供された種については、現地調査では確認されませんでした。今後事業を進める過程で確認された場合、適切な保全方法について検討します。</li> </ul>

表 4.1(5) 本事業で検討した配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
<p>都市計画対象事業に係る配慮事項</p> <p>(6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟や照明等に省エネルギー型機器を導入します。</li> <li>・緑化・環境体験・学習ゾーンに太陽光発電設備等を設置し、再生可能エネルギーの活用に努めます。</li> <li>・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー設備等は、導入時点で環境性と経済性を両立した最も合理的な技術や製品を採用します。</li> <li>・機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、システムの更新ができる仕組・体制作りを検討します。</li> <li>・広域避難場所としての機能に鑑み、災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等について検討します。</li> </ul>
<p>(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達が可能の場合はグリーン電力の導入に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力入札制度に基づきグリーン電力の導入に努めます。</li> </ul> <p>注) 横浜市グリーン電力入札制度</p> <p>温暖化対策を進めていくために、本市の電力需給契約に関する入札に、発電に伴う環境負荷を可能な限り低減し、電力使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量削減の取組につながるような環境条件を設定することで、電気事業者に対して、環境に配慮した電力供給を行う方向に誘導する制度を平成18年度より導入しています。</p>
<p>(8) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面、管理棟、タンク等工作物の壁面や周辺における緑化及び管理用通路や歩行者園路の保水性舗装等の採用によりヒートアイランド対策に配慮します。</li> </ul>

表 4.1(6) 本事業で検討した配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
都市計画対象事業に係る配慮事項	(9) 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地は「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではありませんが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、法面の緑化による圧迫感の軽減や適正な植栽に配慮します。</li> <li>・計画地は一部を除いて第3種風致地区に指定されており、土地の形質の変更に当たっては条例で規定された緑化面積を確保します。また、既存施設を活用した管理棟やタンク等工作物の改築に当たっては、周辺地域の風致との調和に配慮して、壁面や周囲の緑化等の措置を行います。</li> <li>・管理棟等の建物・構造物について、金沢区の街の個性や街並みと調和（色彩、材質、形、高さ）したものととなるよう、検討します。</li> </ul>
	(10) 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の整備に当たっては、横浜市駐車場条例等を参考に必要台数を確保します。</li> <li>・車両出入口付近の混雑緩和及び安全性を確保するため、車両の左折イン左折アウトを行います。</li> <li>・「ユニバーサルデザイン」に配慮し、利用者の知覚や環境条件に関わりなく効率的に情報を提供するサイン計画とするほか、歩車分離や段差の少ないバリアフリー通路とすることで、歩行者の安全に配慮します。</li> <li>・園内における管理用車両の通行に当たっては、原則として歩車分離とし、やむを得ない場合は誘導員を配置し、歩行者の安全を確保します。</li> <li>・段丘崖の崩壊による事故を防ぐために、段丘崖直下から一定の範囲は利用せず、防災対応、事故防止対応のための安全距離を確保します。</li> <li>・電気自動車の充電設備の設置については、需要動向を見極めながら検討します。</li> <li>・利用者の公共交通機関の利用促進のため、今後、交通情報に関してホームページでの周知等を行います。</li> <li>・利用者の車両誘導については、正しく誘導できるよう案内看板の設置の際に配慮します。また、あらかじめ駐車場利用状況を確認できる仕組みの導入については、管理方法と併せて検討します。</li> </ul>



表 4.1(7) 本事業で検討した配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容
都市計画対象事業に係る配慮事項 (11) 光害や騒音等の影響を少なくする。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光害対策として、「光害対策ガイドライン」(環境省)等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明を採用します。</li> <li>・ 工事の施工中においては、低騒音型・低振動型機械の使用、仮囲いの設置、低騒音・低振動工法の採用、作業手順の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップの実施等の対策を実施します。</li> <li>・ 駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップの実施、空ぶかしの禁止を呼びかけ、騒音の発生を極力抑えます。</li> <li>・ 供用時の運動場利用等に起因する騒音に対しては、周辺の住宅との間に緑地帯を設けるとともに、夜間利用を行わないことで影響を回避します。</li> </ul>
(12) 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の貯油タンクは、その一部について安全性を確保した上で、歴史的遺構として見学できるように計画します。</li> <li>・ 計画地内には史跡・文化財は存在しませんが、隣接する「長浜ホール」等の歴史的建造物に配慮し施工します。</li> </ul>
(13) 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹林地の保全、雨水浸透施設の設置や緑化、湧水の保全、駐車場や管理用通路並びに園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮します。</li> </ul>

表 4.1 (8) 本事業で検討した配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
都市計画対象事業に係る配慮事項	(14) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組を推進し、施設整備に当たっては、極力リサイクル製品を利用するとともに、公園・樹林地から発生した間伐材及び土などを再利用します。</li> <li>・既存の貯油タンクは、安全性を確認した上で上部利用を行うほか、土壌汚染の封じ込め処理、歴史的遺構の見学施設等に利活用します。また、既存の建物は管理棟として、既存の通路は管理用通路や園路として利活用するなど、既存施設の有効利用を検討します。</li> <li>・工事の施工中は、木材代替型枠<sup>※1</sup>やリサイクル材等のエコマテリアル<sup>※2</sup>の積極的な活用を検討します。</li> <li>・供用時においては、トイレ等に雨水を利用します。</li> <li>・工作物については、定期的な点検を適切に行うことで、長寿命化に努めます。</li> <li>・計画地内の施設の施工、改修に当たっては、長寿命化に努めます。</li> <li>・既存建築物の撤去及び再利用について、事前に調査を実施し、アスベスト等の有害物質の使用が確認された場合は法令に従い適正に処理・処分を行います。</li> </ul>

※1 木材代替型枠：熱帯産木材を使用しない鋼製や樹脂製、プラスチック製などの型枠のこと。熱帯林保全のため、近年代替型枠への転換が進められています。

※2 エコマテリアル：優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄でき、しかも人に優しい材料のことをいいます。

「横浜市環境配慮指針」に掲げられた事項のほかに、事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項及び配慮の内容は、以下のとおりです。

表 4.1(9) 本事業で検討した配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容
事業特性及び地域特性を踏まえ追加した配慮事項	(15) 既存の燃料タンクについて、安全かつ環境へ影響を及ぼさないような利活用及び処理方法を検討する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の貯油タンク（地下 29 基、地上 5 基）のうち、地下タンクは躯体を撤去せず、安全性を確認した上で土留として利用した原位置での埋戻し（全部又は一部）によって上部利用を行うほか、土壌汚染の封じ込め処理、歴史的遺構の見学などの利活用を検討します。</li> <li>・地上タンクや既存建物などについても安全性を確認の上、公園施設として必要な範囲で活用することを検討し、活用しないものについては撤去します。</li> <li>・利用者の安全対策や土壌汚染物質対策などについては、計画地内の工事用車両動線を含め、配慮します。</li> <li>・既存燃料タンクの利活用に当たっては、今後の調査により安全性を確認の上、施設計画を策定します。</li> </ul>
	(16) 既存の調査で一部区域に土壌汚染が発生していることが報告されていることから、環境へ影響を及ぼさないようにこれを処理する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の土壌汚染については、敷地内において処理するものとし、土壌汚染対策法等に基づいて適正に処理します。</li> <li>・地上部は、汚染土壌を掘削除去して良質土と置き換え、汚染土壌は敷地内の地下タンクに封じ込め処理するか盛土による処理を行います。</li> <li>・地下トンネル部分は、利用者の立ち入りを想定していませんが、立ち入りを禁止するなどの対策を行います。</li> <li>・土壌汚染対策を行った周辺では地下水のモニタリング調査を定期的に行い、市民が安心安全に利用できる公園を整備します。</li> <li>・平成 21 年度に行われた土壌汚染調査の詳細な調査結果については、準備書本編（6 章 6.6 土壌）及び資料編に記載しました。また、追加調査の必要性については、今後、関係部署と協議を行いながら検討します。</li> <li>・土壌・地下水汚染については、十分な対策を行います。また、土壌汚染対策法に基づく申請については、国が対応する予定です。</li> <li>・土壌汚染対策工事に当たっては、施工範囲をシートで囲います。また、汚染土壌の運搬に当たっては、シートで覆うなどの措置を講じます。</li> <li>・地下水のモニタリング調査については、国と調整し、引き続き対応します。また、調査結果については適宜公表を行い、市民の安全安心の確保に努めます。</li> </ul>

## 4.2 環境情報の概要

### 4.2.1 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は平成26年8月15日に公告され、同日から平成26年8月29日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2-1に示すとおりです。

表 4.2-1 配慮書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成26年8月15日～平成26年8月29日（15日間）
縦覧対象区	金沢区
縦覧場所	環境創造局環境影響評価課、金沢区役所区政推進課広報相談係

### 4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、1通の環境情報が提供されました。環境情報の概要は、表4.2-2に示すとおりです。

表 4.2-2 環境情報の概要

項目	環境情報の概要	都市計画決定権者の見解
生物	計画地周辺にクゲヌマランが生育している。同種は環境省第4次レッドリストに絶滅危惧種として記載され、神奈川県レッドリストにも絶滅危惧種として記載されている。	・今後、環境影響評価の手続の中で、調査を実施の上、どのように保全できるか検討を行います。

### 4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第11条第1項に規定する環境の保全の見地からの、配慮市長意見書について、平成26年9月22日に送付を受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.3-1に示すとおりです。市長意見の概要と都市計画決定権者の見解は、表4.3-2(1)に示すとおりです。

表 4.3-1 配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成26年10月3日～平成26年10月17日（15日間）
縦覧対象区	金沢区
縦覧場所	環境創造局環境影響評価課、金沢区役所区政推進課広報相談係

表 4.3-2(1) 配慮市長意見書及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全般事項	(1) 今後の事業の進展においては、市民の意見を十分に聴取するとともに、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討してください。	・今後、環境影響評価の手続の中で、事業に関する説明を行います。また、事業の進捗に合わせて本市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容とします。
	(2) 配慮事項に対する配慮の内容について、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容については、各々の検討状況を方法書に記載しました。
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	ア 一部供用中の工事が予定されていることから、利用者の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者への適切な情報提供に努めてください。	・工区設定の際には、供用部分の利用者の安全を確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、施工中は工事車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
	イ 計画地周辺に大規模集客施設があり、イベントの開催時期や季節によって、交通混雑が発生するため、周辺の交通状況に配慮した工事計画を策定するように努めてください。	・施工中は、周辺の交通状況を把握した上で、工事車両の運行について検討します。

表 4.3-2(2) 配慮市長意見書及び都市計画決定権者の見解

	項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(2) 緑化等による生物の生息生育空間の確保と生物多様性の保全と創造	ア 緑化計画については、様々な緑化技術や事例を参考にしつつ、植栽する植物の性質や生育環境を十分考慮し、各ゾーンにおいて植生計画を立て、良好な緑の維持が可能となるよう配慮してください。	・自然環境調査の結果を反映した緑化計画とし、新たに植栽する樹種についても郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定します。
		イ バリアフリー園路等の整備に伴い生じた造成法面については、積極的に緑化を行ってください。	・計画地内の造成法面については、積極的な緑化を図ります。
		ウ 今後実施する現地調査においては、注目すべき種(鳥類)の繁殖状況について確認し、繁殖が確認された場合は、それらの種の保全に努めてください。	・今後、実施する現地調査においては、注目すべき種(鳥類)の繁殖が確認された場合は、それらの種の保全に努めます。
		エ ススキ、チガヤ群落など横浜市では珍しい草地環境が存在し、その環境に適応した鳥類(オオヨシキリ・セッカ)、昆虫類(ショウリョウバッタモドキ)の生息が確認されているため、これらの植物群落の保全に努めてください。	・計画地内のススキ、チガヤ群落などの草地環境の保全に努めます。また、土地利用上保全できない草地環境については、計画地内に新たな草地環境の創出を検討します。
		オ 旧来の地形構造を残している旧海岸線の崖地は、崖地特有の植物群落が生育する貴重な場所であるため、利用者の安全性に配慮しながら、できる限り保全に努めてください。	・今後、地質調査を実施して、崖地の安全性の確認を行います。また、供用時の利用者への安全性に配慮した土地利用計画や安全施設を検討し、旧海岸線の崖地の保全に努めます。
		カ 環境情報提供書により、情報提供された種の生育状況を確認するとともに、これらの種の保全を検討してください。	・今後、調査を実施の上、どのように保全できるか検討します。

表 4.3-2(3) 配慮市長意見書及び都市計画決定権者の見解

	項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(3) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用	ア 省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー設備等は、日進月歩で新たな技術や製品が生まれるため、導入時点で利用可能な最善の技術や製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すなど、アップデートができる仕組・体制を検討してください。	・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー設備等は、導入時点で環境性と経済性を両立した最も合理的な技術や製品を採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、システムの更新ができる仕組・体制作りを検討します。
		イ 広域避難場所としての機能に鑑み、災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等を検討してください。	・広域避難場所としての機能に鑑み、災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等について検討します。
	(4) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮	ア 利用者に対する公共交通機関の利用促進を図ってください。	・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。
		イ 駐車場の整備に当たっては、案内看板等の誘導において、進入ルートを誤った利用者が正しいルートに復帰できるように配慮してください。またインターネット等で、あらかじめ駐車場利用状況を確認できる仕組みの導入に努めてください。	・利用者の車両誘導については、正しく誘導できるよう案内看板の設置の際に配慮します。また、あらかじめ駐車場利用状況を確認できる仕組みの導入については、管理方法と併せて検討します。
	(5) 廃棄物の発生抑制等、雨水の有効利用、工作物の長寿命化	ア 既存建築物の撤去及び再利用において、アスベスト等の有害物質の使用が確認された場合は法令などに従い適正に処理・処分を行ってください。	・既存建築物については、事前に調査を実施し、法令に従い適正に処理・処分を行います。
		イ 工作物の施工、改修に当たっては、長寿命な材料・材質を選択し、点検しやすい構造とするなど、工作物の長寿命化に努めてください。	・計画地内の施設の施工、改修に当たっては、長寿命化に努めます。

表 4.3-2(4) 配慮市長意見書及び都市計画決定権者の見解

	項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
3 事業特性、 地域特性に 応じて追加 した配慮事 項	(1) 既存燃料タンクの利活用及び処理方法	ア 一部供用中に、地上タンクを撤去する計画となっているため、利用者の安全対策や土壌汚染物質対策などに配慮してください。	・利用者の安全対策や土壌汚染物質対策などについては、計画地内の工事用車両動線を含め、配慮します。
		イ 既存燃料タンクの利活用に当たっては、利用者の事故等につながらないように、厳重に安全を確保してください。	・既存燃料タンクの利活用に当たっては、今後の調査により安全性を確認の上、施設計画を行います。
	(2) 土壌汚染対策	ア 平成 21 年度に行われた土壌汚染調査の詳細な調査結果を方法書に記載するとともに、追加調査の必要性を検討してください。	・平成 21 年度に行われた土壌汚染調査の詳細な調査結果については、方法書の資料編に記載しました。また、追加調査の必要性については、今後、関係部署と協議を行いながら検討します。
		イ 計画地には、軍事施設があったことを考慮し、土壌・地下水汚染については、十分な対策を行ってください。	・土壌・地下水汚染については、十分な対策を行います。また、土壌汚染対策法に基づく申請については、国が対応する予定です。
		ウ 土壌汚染対策の実施に当たっては、土壌汚染物質が大気中に放出され、悪臭が発生することにより、利用者や周辺住民に影響を及ぼす可能性があることを考慮し、必要な対策を検討してください。	・土壌汚染対策工事に当たっては、施工範囲をシートで囲います。また、汚染土壌の運搬に当たっては、シートで覆うなどの措置を講じます。
		エ 土壌汚染対策を行った周辺における地下水のモニタリング調査結果については適宜公表を行い、市民の安全安心の確保に努めてください。	・地下水のモニタリング調査については、国と調整し、引き続き対応します。また、調査結果については適宜公表を行い、市民の安全安心の確保に努めます。